

国保だより

住民課 ☎ 55-3112 (国保担当)



「国民健康保険高齢受給者証」「後期高齢者医療被保険者証」が8月から新しくなります

現在交付されている「国民健康保険高齢受給者証」と「後期高齢者医療被保険者証」が、8月1日から新しい被保険者証（受給者証）になります。

新しい被保険者証は、7月末に郵便（簡易書留）で各被保険者に郵送しますので、ご確認ください。

※国民健康保険高齢受給者…70歳から74歳の方で、後期高齢者医療の適用を受けていない方

※後期高齢者医療被保険者…75歳以上の方及び65歳から74歳の方で、一定の障がいがあり申請により後期高齢者医療の適用を受けた方

※有効期限の切れた被保険者証（受給者証）は、個人情報に留意の上、破棄していただくか、役場住民課にご返却ください。

「国民健康保険限度額適用認定証」は毎年の更新が必要です



現在交付されている「限度額適用認定証」の有効期限は7月31日までです。8月以降も引き続き「限度額適用認定証」が必要な場合は、新たに申請手続きをしてください。

また、入院や高額な外来診察を受ける方は、事前に「限度額適用認定証」の申請をし、医療機関に提示することで、所得に応じた自己負担限度額までの支払いで済みます。

必要なもの ・保険証・印鑑・個人番号通知カードもしくは個人番号カード

〈お願い〉所得申告がお済みでない方へ

所得の申告をしていない世帯は、保険料（保険税）軽減が受けられなかったり、高額療養費や入院時の食事代の自己負担限度額が高くなってしまいますので、必ず所得の申告をしましょう。



国民年金だより



国民年金保険料免除申請について

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付を免除・猶予される制度があります。

この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、万一の事故・病気などにより障害を負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保することができます。

◆免除・猶予の受付開始日

平成29年度分（平成29年7月～平成30年6月分）は7月1日から受付を開始します。

申請は原則として毎年度必要です。

※平成28年度に全額免除・納付猶予が承認され、継続申請を希望した方には、年金事務所から結果通知が送付されます。

◆免除等が申請できる期間

・将来期間…翌年6月分まで

・過去期間…申請書が受理された月から2年1か月前（保険料納付済みの月を除く）まで

◆手続き先

役場住民課窓口もしくはお近くの年金事務所で申請してください。

◆必要なもの

印鑑、年金手帳（基礎年金番号がわかるもの）

学生の方は、学生証（在学証明証なども可）

退職・失業された方が申請する場合は雇用保険被保険者離職証または、雇用保険受給資格者証

◆お問い合わせ先

住民課 ☎ 55-3112 / 郡山年金事務所 ☎ 024-932-3434 ※自動音声による案内となります。



特別敬老祝金贈呈

遠藤キミエさん(小平) 95歳

大正11年6月30日生



【遠藤キミエさんの元気の秘訣】

自分で栽培しているアロエでアロエ酒を作って毎日飲んでいる。
 畑作業も家事もすべて自分でやる。

むらの話題 ①

手作りの なわ跳びを寄贈

本村出身の久保木昭作さん(千葉県在住)が蓬田こども園に手作りのなわ跳び40本を寄贈されました。久保木さんは、体操クラブを設立し、長年にわたり青少年のスポーツ振興を目的に活動を続けています。今回、子ども達に体を動かす楽しさを知って欲しいとの思いから、寄贈されました。
 なわ跳びは、今後、有効に活用させていただきます。

ふるさと納税

▽東京都大田区在住

有賀俊子様

▽千葉県市川市在住

石引美貴様

このほどふるさと納税をお寄せいただきました。

ふるさと平田村を想い、温かいご好意による多額のご寄附に対しまして感謝申し上げます。とともに、村発展のために大切に使用させていただきます。誠にありがとうございました。

むらの話題 ②

雑巾を寄贈

瀬谷初子さん(蓬田新田)が村に手作りの雑巾を寄贈されました。
 雑巾は、6月15日に澤村和明村長に手渡され、今後、各公共施設などに配布し、有効に活用させていただきます。



むらの話題 ③

芝山山開き

第36回芝山山開きと花合会が5月28日、芝山自然公園で開催されました。
 いわき市・古殿町・平田村の3市町村の美化協力会が主催となり芝山の安全を祈願しました。

当日は、オープニングセレモニーでやぶさめ太鼓(古殿町)が披露され、大勢の芝山を愛する人で賑わい、親睦を深めました。

